



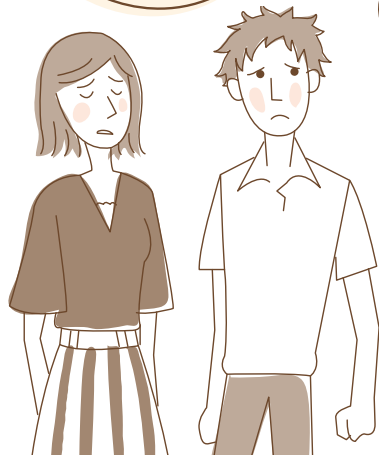
今年7月から 市役所庁舎など 市施設の敷地内を 禁煙とします

受動喫煙のリスクは

交通事故の3倍以上!?

自分はたばこを吸わなくても、他人のたばこから立ち上がる煙や、たばこを吸う人が吐き出した煙を吸うことを「受動喫煙」と言います。

国立がん研究センターによると、受動喫煙によって、肺がん、脳卒中、虚血性心疾患、乳幼児



生活習慣病による死亡率が高い

秋田県にかほ市

秋田県では、生活習慣病の影響が大きい、悪性新生物（がん）、脳血管疾患、心疾患が3大死因となっていて、特にがんによる死亡率は21年連続で全国ワーストとなっています。

県のアンケート調査によると、県民の喫煙率は全国平均を上回っていて、受動喫煙の機会があったとする県民の割合も増えています。

にかほ市における3大死因も、秋田県と同じ3疾患ですが、これらによる死亡率は県平均を上回っています。喫煙はこれらの疾患の大きなリスク要因となっていて、にかほ市における受動喫煙対策の重要性・必要性は、県全体よりも高いと言っても過言ではありません。

大人以上に深刻な

子どもたちへの影響

子どもが受動喫煙から受ける健康被害は、大人以上に深刻です。受動喫煙によるリスクは、妊娠中からすでに始まり、胎児の発育や出生後の成長過程においても、健康への悪影響を受けやすく、特に配慮が必要です。

健康増進法の改正と

秋田県の方針

昨年改正された健康増進法では、学校、病院、児童福祉施設や、行政機関の庁舎は、原則として「敷地内禁煙」が義務付けられました。その他の施設は、原則「建物内禁煙」とされています。

そうした中、「健康寿命日本一」を目指す秋田県は、先ごろ公表した受動喫煙防止条例（仮称）の骨子案において、行政機関の庁舎等の敷地内禁煙については、法で認められている屋外喫煙所を設置しないよう努めることとするなど、法よりも厳しい規制により、受動喫煙対策を進める方針を打ち出しています。

敷地内禁煙の実施を

8割以上の方が理解

にかほ市における、受動喫煙対策を検討するため、今年1月に市役所庁舎や市の施設を利用した方々を対象にアンケート調査を実施し、793人から回答をいただきました。

【設問】

市役所や市の施設の敷地内を禁煙とすることに、どう思いますか？

「とてもよいことだと思う」 : 66・0%
「どちらかと言えばよいことだと思う」 : 16・7%

市の公共施設等における「敷

今年7月から
ほとんどの屋内・屋外施設の
敷地内が禁煙に

敷地内禁煙」については、合わせて8割以上の方が実施に理解を示しました。

敷地内が禁煙に

にかほ市では、市民の健康と、子どもたちの将来を守ることを念頭に、市の公共施設等を「受動喫煙ゼロ」の環境とするため、法定の受動喫煙対策よりも拡充して、敷地内禁煙などに取り組み方針を定めました。

具体的には、すでに敷地内禁煙を実施している学校や診療所に加え、各庁舎や保健センター、公民館、体育館などの屋内施設、各グラウンドや野球場、南極公園、サイエンスパークなどの屋

知っていますか?

妊婦の注意

【妊娠・出生児への影響】

- ・流産、早産、死産
- ・低体重児の出生
- ・発達障がいなどのリスクなど

【子どもへの影響】

- ・乳幼児の突然死
- ・喘息、気管支炎、肺炎、中耳炎などの発症・重症化
- ・アトピー性皮膚炎、むし歯・歯周病など

◇喫煙者が吸う煙（主流煙）よりも、たばこから立ちのぼる煙（副流煙）の方が有害です。

◇喫煙後、数十分間は、吐く息（呼出煙）にも、発がん性物質など大量の有害物質が含まれています。

◇手、服、髪の毛などに付着した、たばこの臭いにも、有害物質が含まれています。

※加熱式たばこによる受動喫煙については、現在も国などが健康への影響を研究・調査しています。本市では当面は紙巻きたばこ同様扱い受動喫煙対策を講じることにしています。

外施設を含め、ほとんどの公共施設の敷地内を今年7月から禁煙とします。

また、多くの人が集まるイベント等の会場においても、できるだけ来場者が、たばこの煙にさらされないよう配慮します。

市民の皆さんへのお願い

各施設では、今後、基本方針に基づいて、敷地内禁煙などに取り組みますので、利用される皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、改正後の健康増進法では、喫煙する人の責務として、喫煙するときは、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、配慮しなければならぬと定められています。これは、たとえ喫煙が許される場所であっても、周囲への配慮を求められます。

また、吸い殻のポイ捨ては、環境面でも、防火上も好ましくないことから、絶対にやめましょう。

公共施設等における受動喫煙対策に関するお問い合わせは、

にかほ市役所 総務部 総務課

☎43・7507



にかほ市の公共施設等における 受動喫煙対策 【基本方針】

- 1 公共施設等は、原則として敷地内を禁煙とします。
- 2 敷地内禁煙が困難な屋内施設は建物内を禁煙とします。
- 3 敷地内禁煙が困難な屋外施設においては、できるだけ受動喫煙を生じさせないよう配慮します。
- 4 市の公用車等は、移動中を含め、全面禁煙とします。
- 5 市の職員は、休憩時間を除き、勤務時間中の喫煙を禁止します。
- 6 公共施設等の管理者は、市民などの施設利用者に対し、受動喫煙対策の具体的な措置や趣旨について周知を図り、理解と協力を得られるよう努めます。

※1～3は今年7月から全面実施。
4～6はすでに実施中。